

## 告 示

### 埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年三月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 金子 勉

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま草加線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>まで 同市大字峯字前五四二番二地先</p>	<p>先から 川口市大字峯字前五五一番二地</p>	<p>区 間</p>
<p>一四・七二 、 一二・七〇</p>	<p>一三・七八 、 一一・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五〇・七五</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>